

企画競争に係る手続き開始の公示

本件業務の委託に係る契約の締結を希望する者は、下記の要領により参加表明書を提出すること。

提出された参加表明書を公正・厳正に審査の上、企画競争資料の契約候補者として選定した後、最も適切な企画競争資料を提出した者と、随意契約を行う。

令和6年12月25日

支出負担行為担当官

近畿中部防衛局長 池田 真人

1 業務概要

(1) 業務の名称 小松(6)庁舎基本設計

(2) 業務概要

【小松基地】

(建築業務)

ア 庁舎新設(鉄筋コンクリート造 地上3階建・地下3階建 延べ面積約14,000㎡)

(設備業務)

ア 庁舎新設(鉄筋コンクリート造 地上3階建・地下3階建 延べ面積約14,000㎡)

業務内容: 上記に係る電気、機械、通信基本設計 一式

(3) 履行期限 契約日の翌日から令和8年6月30日まで

2 参加資格、選定基準

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる資格を満たしていること。

(1) 次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省における令和5・6年の一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、単体の場合は、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」に係る「A等級」の格付けを受けていること。

共同体的場合は、代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」に係る「A等級」の格付けを受けたものとし、共同体的代表者以外の構成員は、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」、「電気」、「機械」及び「通信」のいずれかに係る「A又はB等級」の格付けを受けていること。

また、それぞれが単体として近畿中部防衛局に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し

立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度、級別の格付けを受けていること。）。

ウ 会社更生法に基づき更正手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（上記イの再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。

エ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。

オ 単体又は共同体の代表者は、平成26年4月1日から手続き開始の公示日までに次の①、②又は③のうち、いずれかを履行した実績を有すること。

① 元請けとして完了又は引渡しが完了した、防衛省が発注した業務のうち、次に示す同種業務。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

② 元請けとして完了又は引渡しが完了した、国内における国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務のうち、次に示す類似業務。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

③ 防衛省発注の、設計や監理業務における建築、土木、機械、電気及び通信の5職種や測量、土質調査及び環境等の調査業務のうち複数の職種の業務を一括で発注した業務（以下、「総合発注業務」という。）の再委託として完了又は引渡しが完了したもののうち、次に示す同種業務又は類似業務。

ただし、防衛省発注の総合発注業務の再委託として完了した業務において、業務成績の評定点が65点未満のものを除くものとする。

・同種業務：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積が1棟あたり8,400㎡以上の新設建築基本設計又は新設建築実施設計業務。

・類似業務：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積が1棟あたり4,200㎡以上の新設建築実施設計業務。

カ 共同体の代表者以外の構成員は、平成26年4月1日から手続き開始の公示日までに次の①又は②のうち、いずれかを履行した実績を有すること。

① 元請けとして完了又は引渡しが完了した、国内における国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務のうち、次に示す同種業務。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了してい

る証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

- ② 防衛省発注の、総合発注業務の再委託として完了又は引渡しが完了したもののうち、次に示す同種業務又は類似業務。

ただし、防衛省発注の総合発注業務の再委託として完了した業務において、業務成績の評定点が65点未満のものを除くものとする。

- ・同種業務：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の基本検討業務、新設建築実施設計業務又は設備実施設計業務。
- ・類似業務：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の基本検討業務、建築実施設計業務又は設備実施設計業務。

なお、当該実績が平成26年4月1日以降に契約した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した業務に係るものにあつては、業務成績評定通知書の業務評定点（総合点）（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除く。

- キ 会社内に秘密保全を確実に実施するための実効性の高い組織を設置している又は本業務契約前に設置していること。
- ク 近畿中部防衛局における直近の評定点合計が65点未満でないこと。
- ケ 近畿中部防衛局が発注した建築業務のうち、令和4年度及び令和5年度に完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合においては、当該業務に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- コ 参加表明書の提出期限の日から見積書の提出までの期間に、近畿中部防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31.）に基づく指名停止を受けていないこと。
- サ 参加表明書を提出した者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- シ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

- (2) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

なお、配置技術者については、参加表明書提出日前3ヶ月以上継続して雇用している者であること。

- ア 配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ア)から(エ)に示す条件をすべて満

たす者である。

(ア) 一級建築士の資格を有する。

(イ) 平成26年4月1日から手続き開始の公示日までに次の①、②又は③のうち、いずれかを履行した実績を有すること。

① 元請けとして完了又は引渡しが完了した、防衛省が発注した業務のうち、次に示す同種業務。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

② 元請けとして完了又は引渡しが完了した、国内における国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務のうち、次に示す類似業務。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

③ 防衛省発注の総合発注業務の再委託として完了又は引渡しが完了したもののうち、次に示す同種業務又は類似業務。

ただし、防衛省発注の総合発注業務の再委託として完了した業務において、業務成績の評定点が65点未満のものを除くものとする。

・同種業務：2(1)オに示す同種業務

・類似業務：2(1)オに示す類似業務

(ウ) 参加表明書受付開始日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が5億円未満かつ20件未満であること。ただし、これを超過する場合は、別途手持ち業務の状況を記載する他、誓約書を提出すること。

なお、参加表明書受付開始日現在の手持ち業務に近畿中部防衛局と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2.5億円未満かつ10件未満である者とする。

(エ) 参加表明書受付開始日の時点で申請者と直接的な雇用関係があること。

イ 配置予定担当技術者

配置予定担当技術者については、次の(ア)又は(イ)に示す条件を満たす者である。

(ア) 大学卒業後5年以上、短大・高専卒業後8年以上又は高校卒業後11年以上の実務経験を有する者。

(イ) 配置予定管理技術者との兼務を認める。

3 参加表明書の提出内容

(1) 上記2(1)オに掲げる資格があることを判断できる同種の業務の実績（業務実績として記載する件数は、1件でよい）。

(2) 上記2(2)アに掲げる資格があることを判断できる配置予定の管理技術者の資格及び業務の経験等

なお、配置予定の管理技術者の同種業務又は類似業務の経験の件数は1件でよく、予定者として複数の候補技術者を記載してもよい。また、同一の管理技術者を重複して複数業務の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の業務を落札したことにより配置予定の管理技術者を配置できなくなったときは、直ちに当該企画競争資料又は企画競争提案書の取下げを行うこと。他の業務を落札したことにより配置予定の管理技術者を配置できないにもかかわらず契約した場合には、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) (1)及び(2)の業務の実績として記載した業務に係る契約書の写し又は当該履行実績を証明する資料。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS/テクリス）」又は一般社団法人公共建築協会「公共建築設計者情報システム（PUBDIS）」に登録されている場合は、契約書の写し又は当該業務実績を証明する資料を提出する必要はない。

(4) 書式は別途示す参加表明書作成要領による。

4 手続等

(1) 担当部局

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-67

近畿中部防衛局総務部契約課

TEL 06-6945-5741 FAX 06-6945-5684

電子メールアドレス keiyaku-kc@kinchu.rdb.mod.go.jp

(2) 参加表明書作成要領等の交付期間等

ア 期間 令和6年12月25日から令和7年2月12日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

イ 場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp/>

(3) 参加表明書提出手続き

参加表明書は、「参加表明書作成要領」に基づき作成し、提出期限までに電子入札システムにより提出するものとする。ただし、紙により参加表明書を提出する場合は、(1)に持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールによる。

ア 提出期間 令和6年12月25日から令和7年1月17日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。ただし最終日は正午まで

(4) 参加表明書作成要領等に対する質問

参加表明書作成要領等に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア 提出方法

書面（様式は自由とする。）を電子入札システムにより提出する。ただし、紙により参加表明書を提出する場合は、(1)に郵送等又は電子メールによる。

イ 提出期間

令和6年12月25日から令和7年1月24日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、最終日は正午まで。

ウ 質問に対する回答書は、令和7年2月10日から同年2月13日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）、(1)において閲覧に供する。

5 企画競争の資料提出を要請する候補者の選定

上記3の提出資料について審査を行い、企画競争の候補者として選定した者には、企画提案の提出要請書をもって通知する。また、候補者以外の者には、選定されなかった旨を通知する。

6 選定されなかった者に対する理由の説明

(1) 参加表明書を提出した者のうち、企画競争の候補者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）でもって、支出負担行為担当官から通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面（様式は自由）により、支出負担行為担当官に対して非選定理由について説明を求めることができる。

(3) (2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

(4) 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

ア 受付場所 上記4(1)に同じ

イ 受付時間 行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

7 苦情申し立て

(1) 上記6(3)の説明に不服がある者は、非選定理由の説明に係る書面を受けとった日から10日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により支出負担行為担当官に対して再苦情の申し立てを行うことができる。

(2) (1)の申し立てについては、入札監視委員会において審議を行う。

(3) (1)の申し立ての提出場所及び提出時間等

ア 提出場所 上記4(1)に同じ

イ 提出時間行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

ウ その他書面（書式は自由）は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) (1)の申立てに関する手続等を示した書類等の入手先上記4(1)に同じ

8 参加表明書の提出にあたっての留意事項

(1) 参加表明書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(2) 参加表明書の作成、提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された参加表明書は返却しない。

なお、提出された参加表明書は、契約の候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

(4) 参加表明書提出後、原則として参加表明書に記載された内容の変更を認めない。

また、参加表明書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。

ただし、病休、退職、死亡等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

なお、複数名記載する事は差し支えない。

(5) 契約の候補者の選定後、病休、退職、死亡等極めて特別な場合でやむを得ない理由により、管理技術者の変更を行う場合には、上記2(2)アに示す資格と同等以上の者を配置しなければならない。

(6) 使用する書類の形式はA4縦を基本とする。

9 その他

(1) 特記仕様書などの資料について

本業務に関する見積に必要な資料（仕様書、図面等）については、企画提案について審査の上、契約候補者の指名を受け、かつ「秘密保全に関する誓約書」を提出した者に貸出すものとする。

なお、貸出した資料については見積り合わせを行った後、速やかに返却するものとする。

(2) 見積り合わせについて

見積り合わせは、秘密保全の観点から企画競争の結果、秘密の保全について最も優秀な契約候補者を行うものとする。ただし、見積り合わせを行った結果、評価が最も優秀な者が辞退した場合に限り、企画競争資料の内容から当該業務の適正な遂行及び秘密保全を適正に行い得ると判断できる者のうち、次順者を契約候補者として選定し、見積り依頼を行う場合がある。

(3) 特約条項について

本業務の設計等技術業務委託契約書に秘密の保全に係る特約条項及び違約金に関する特約条項を付するものとする。

(4) 再委託の契約について

本業務の受託者が本業務の一部を第三者に再委託させる場合は、当該再委託等先が支出負担行為担当官等と秘密保全に関する規定を含む契約を締結しなければならない。

(5) 再委託の禁止について

本業務は、次の部分の再委託は認めない。

- ・国土交通省告示第8号の別添一の1. 一. ロ. (1). (1)の成果図書の作成。

(6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(7) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(1)イに掲げる事項を満たしていない者も、単体又は共同体の構成員としても上記4により参加申請書を提出することができるが、本手続に参加するためには、見積依頼日において、上記2(1)イに掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。